

HELLO WORK information 4

月刊

ハローワーク佐伯

佐伯公共職業安定所広報
2026年4月号

contents

- ① 短時間労働者労働時間延長支援コースのご案内 P1
- ② 令和8年度 雇用保険料率のご案内 P2
- ③ 女性活躍推進法が改正されました！ P2
- ④ 雇用保険関係手続きに関するお願い P3
- ⑤ セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ P3
- ⑥ 管内労働市場の動き P4
- ⑦ 就職支援メニュー/ご利用ガイド P4



鶴御崎自然公園(佐伯市)

1

《事業主の皆さまへ》

「短時間労働者労働時間延長支援コース」のご案内


キャリア
アップ助成金

「130万円の壁」への対応として、令和7年7月にキャリアアップ助成金:社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューの要件が見直され、助成額を拡充した「短時間労働者労働時間延長支援コース」が創設されています。人手不足への対応策に、また短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりにご活用下さい。

拡充 年収の壁対策 キャリアアップ助成金

労働者1人につき最大**75万円**助成します！

年収の壁対策の取り組みを行うことで、
労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、
社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**
事業主の皆さまにおいては、**人手不足の解消に！**





ご注意下さい！

助成金を受けるには事前にキャリアアップ計画書を労働局へ提出してください。ただし、令和8年3月末で終了した「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。

「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

| 要件 | | 1人当たり助成額 | | |
|------------|-------|-------------|-------------|-------------|
| 選所定労働時間の延長 | 賃金の増額 | 小規模企業 | 中小企業 | 大企業 |
| 5時間以上 | — | 50万円 | 40万円 | 30万円 |
| 4時間以上5時間未満 | 5%以上 | | | |
| 3時間以上4時間未満 | 10%以上 | | | |
| 2時間以上3時間未満 | 15%以上 | | | |

| 要件 | | 1人当たり助成額 | | |
|----------------|----------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 選所定労働時間の延長 | 賃金の増額 | 小規模企業 | 中小企業 | 大企業 |
| 労働時間を更に2時間以上延長 | — | 25万円 | 20万円 | 15万円 |
| — | 基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用 | | | |

複数年かけて選所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較


※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。
各都道府県の「働き方改革推進支援センター」や「年収の壁突破・総合相談窓口」でも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先 働き方改革推進支援センター 無料相談窓口 検索 厚生労働省 公式HP

年収の壁突破 総合相談窓口 **0120-030-045** (フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日8:30~18:15 (土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)



《事業主の皆さまへ》

2

令和8(2026)年度雇用保険料率のご案内

2026(令和8)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの雇用保険料率は、以下のとおり変更となります。

- ① 失業等給付・育児休業給付の保険料率は、労働者負担、事業主負担ともに5/1,000に変更
(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更)
- ② 雇用保険二事業の保険料率は、3.5/1,000で変更なし(建設の事業は4.5/1,000で変更なし)



| 事業の種類 | 負担者 | ① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ) | | ② 事業主負担 | | ①+② 雇用保険料率 |
|-------------------|-----|----------------------------------|--------------|-------------------|--------------|---------------|
| | | 失業等給付・育児休業給付の保険料率 | 雇用保険二事業の保険料率 | 失業等給付・育児休業給付の保険料率 | 雇用保険二事業の保険料率 | |
| 一般の事業 | | 5/1,000 | 8.5/1,000 | 5/1,000 | 3.5/1,000 | 13.5/1,000 |
| (令和7年度) | | 5.5/1,000 | 9/1,000 | 5.5/1,000 | 3.5/1,000 | 14.5/1,000 |
| 農林水産・※ 清酒製造の事業 | | 6/1,000 | 9.5/1,000 | 6/1,000 | 3.5/1,000 | 15.5/1,000 |
| (令和7年度) | | 6.5/1,000 | 10/1,000 | 6.5/1,000 | 3.5/1,000 | 16.5/1,000 |
| 建設の事業 | | 6/1,000 | 10.5/1,000 | 6/1,000 | 4.5/1,000 | 16.5/1,000 |
| (令和7年度) | | 6.5/1,000 | 11/1,000 | 6.5/1,000 | 4.5/1,000 | 17.5/1,000 |

雇用保険料率は、二年連続の引き下げになりました。

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

《事業主の皆さまへ》

3

女性活躍推進法が改正されました！

2026年4月1日から

従業員101人以上の事業主は男女間賃金差異や女性管理職比率等の公表が義務となります！

女性活躍推進法の改正により、これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表が義務付けられました。

| 企業等規模(従業員数) | 改正前 | 改正後 |
|-------------|---------------------|--|
| 301人以上 | 男女間賃金差異に加えて2項目以上を公表 | 男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて2項目以上(下記A、Bからそれぞれ1項目以上選択)を公表 |
| 101人～300人 | 1項目以上を公表 | 男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて1項目以上(下記A、Bの14項目から選択)を公表 |

注)「女性管理職比率」の算出でいう「管理職」とは「課長級」と「課長級より上位の役職(役員を除く)」の合計

A 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ① 採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ② 男女別の採用における競争倍率
- ③ 労働者に占める女性労働者の割合
- ④ 係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ⑤ 役員に占める女性の割合
- ⑥ 男女別の職種又は雇用形態の転換実績
- ⑦ 男女別の再雇用又は中途採用の実績

女性の活躍推進企業データベース ↓



◆「男女間賃金差異」や「女性管理職比率」の情報公表の場合は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」が最も適切です。自社ホームページへの掲載等でも差し支えありません。

【担当部署】大分労働局雇用環境・均等室
TEL:097-532-4025

B 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ① 男女の平均継続勤務年数の差異
- ② 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ③ 男女別の育児休業取得率
- ④ 労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑤ 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑥ 有給休暇取得率
- ⑦ 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率



大分労働局
女性活躍推進法
↓ホームページ



◆初回の「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表は、改正法の施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後、概ね3か月以内に公表する必要があります。

4

《事業主の皆さまへ》

雇用保険関係手続きに関するお願い

毎年4月は雇用保険関係手続の最繁忙期となり、ハローワーク窓口が大変混雑いたします。

雇用保険関係手続(電子申請を含む)の迅速な処理のため、事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆様におかれましては、以下の点につきまして、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

雇用保険手続の届出処理について

◇ハローワークでは、離職票の発行手続を最優先として行います。
そのため、資格取得届等の処理には時間がかかる場合があります。

以下のような場合は特に時間を要しますのでご注意ください！

- 雇用保険の仕組み上、離職した事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合や、前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合などには、資格取得届の処理を行うことができないので、処理に時間を要します。
- 被保険者番号が不明の場合にも、資格取得届の処理に時間を要することになります。この場合は、あらかじめ被保険者本人に了解を取った上で、届出の備考欄に職歴のある複数の事業所名を記載していただきますようお願いいたします。

資格取得届は、可能な限り4月上旬～中旬を避けて提出をお願いします！

- 資格取得届の提出は、可能な限り最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いいたします。
〔例：4月1日に採用した従業員の届出は、4月下旬以降〕
※雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに提出が必要です。この範囲内でご協力をお願いします。

*** 来所による届出・申請は可能な限り 16 時までにご提出いただきますようご協力をお願いします！**

電子申請について

- 添付書類の不足、記載漏れ等のある申請、管轄ハローワークを誤って申請がなされた場合には、原則、「修正指示」により理由を付した上で返戻をします。
また、電子申請を行う際は、申請書類を提出する前に「申請データ保存」を行うことをお勧めします。ハローワークから「修正指示」により返戻があった場合に、その後の修正手続きをスムーズに行うことができます(利用されているソフトにより一部相違あり)。

5

《求職者の皆さまへ》

セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ

就職支援セミナー&個別相談 事前申込み

4/16 木曜

13:30~15:30 セミナー 15:30~16:30 個別相談

会場:ハローワーク佐伯2F 会議室

求職活動の進め方、応募書類作成・模擬面接の実施など、
専門講師によるセミナー

【申込】ハローワーク佐伯、ふるさと(臼杵・津久見)受付まで

保育のしごと相談会 当日受付

4/23 木曜

10:00~12:00 会場:ハローワーク佐伯2F 会議室

ブランクが長いなど保育士への就職についての不安、悩み、
施設見学などの相談・情報提供

【問】大分県保育士・保育所支援センター ☎097-578-7330

福祉のしごと相談会 当日受付

4/9・23 木曜

10:00~12:00 会場:ハローワーク佐伯2F 会議室

福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験
などの相談・情報提供

【問】大分県福祉人材センター ☎097-552-7000

おおいたサポステ出張相談会 事前予約

4/10 金曜

13:30~15:30 会場:ハローワーク佐伯1F 相談室

働くことに悩みを抱えている方へのコンサルティング、
就職に向けてサポート (15~49歳対象)

【予約】おおいた地域若者サポートステーション ☎0972-28-6117

心理カウンセリング 事前予約

4/10・24 金曜

①9:10~10:10 ②10:30~11:30 (各1名)

会場:ハローワーク佐伯個別相談ブース

就職に対する心理的不安に専門の臨床心理士による相談・
アドバイスなど

【予約】ハローワーク佐伯、ふるさと(臼杵・津久見)受付まで

ミニ企業説明会(予定) 当日受付

4/8・15・22 水曜

8日 10:00~16:00 15日 9:30~16:00

22日 9:30~15:00

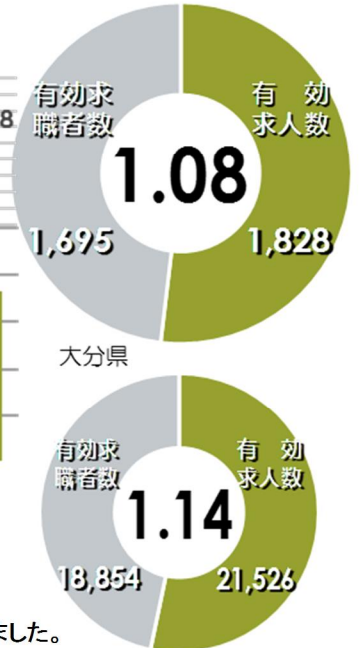
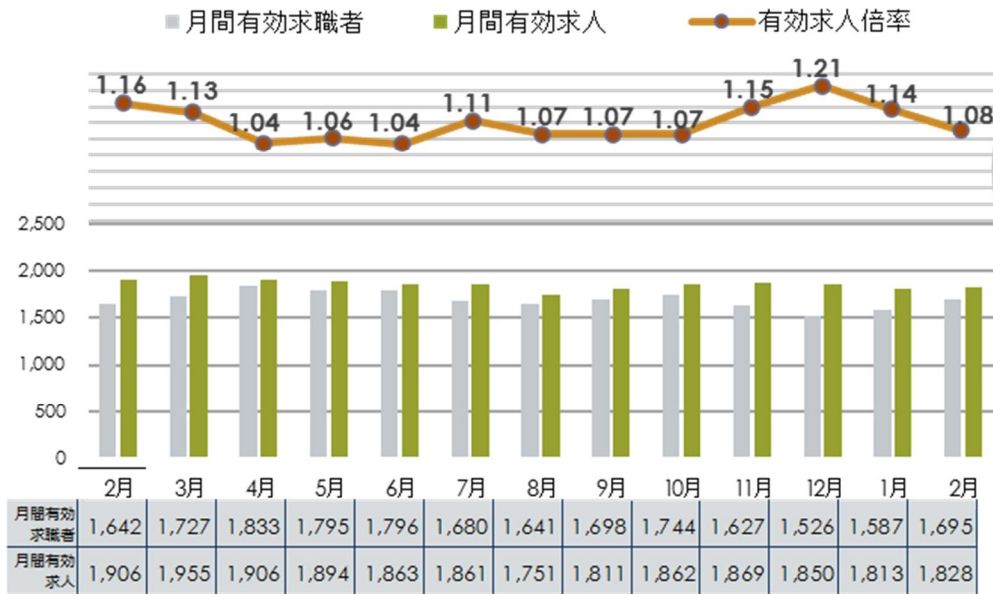
会場:ハローワーク佐伯1F 相談室

日時により参加企業は全て異なります。詳細は、ハローワーク佐伯総合受付までお問い合わせください。

6 管内労働市場の動き

有効求人倍率／求人・求職の推移 (令和7年2月～令和8年2月)

ハローワーク佐伯管内



2月の新規求職者数405人で前年同月より4.0%減少し、有効求職者数については3.2%増加しました。また、新規求人数は620人で前年同月より8.4%減少し、有効求人数については4.1%減少しました。有効求人数を有効求職者数で割った有効求人倍率は1.08倍で前月比より0.06ポイント下降し、前年同月比では0.08ポイント下降しました

7 就職支援メニュー／ご利用ガイド

窓口での相談

勤務時間や休日などの労働条件や学歴・経験・免許等の募集要件の確認、応募状況のお問い合わせなど、お気軽にご相談ください。また、窓口職員が求人企業と連絡をとり、企業への「紹介状」を交付します。

専用端末で求人検索

来所者端末でお仕事を検索し、求人票を閲覧・印刷することができます。また、画像が登録されている場合は、求人企業の建物や職場風景等を見ることができます。

履歴書・職務経歴書のアドバイス

職業相談窓口では応募書類の書き方についてのアドバイスや添削を行っています。

職業訓練(ハロトレ) 受講相談【ハローワーク佐伯 1F】

再就職に役立つ知識、技術や資格を身につけて再就職の可能性を高める訓練をご案内しています。(受講には一定の条件があります。)

生涯現役支援窓口【ハローワーク佐伯 1F】

概ね60歳以上の方を対象に、求人情報提供、履歴書の書き方、面接の受け方等の各種支援を行っています。

職場内のトラブル相談

就職後に職場内のトラブルなどでお悩みの方も、お気軽にご相談ください。相談の内容により専門の窓口(労働相談窓口等)への取り次ぎを行います。

週間求人情報【毎週金曜日発行】

ハローワーク佐伯HPから閲覧、印刷できます
(こちらから→)



●ハローワーク佐伯

〒876-0811 ☎0972-24-8609
佐伯市鶴谷町 1-3-28
佐伯労働総合庁舎 1・2F

開庁 平日 8:30～17:15
休日 土曜・日曜・祝日
年末年始(12月29日～1月3日)

●臼杵市ふるさとハローワーク

〒875-0041 ☎0972-64-0258
臼杵市大字臼杵字洲崎 72-255

開庁 平日 9:30～17:00
休日 土曜・日曜・祝日
年末年始(12月29日～1月3日)

●津久見市ふるさとハローワーク

〒879-2435 ☎0972-82-8609
津久見市宮本町 18-12
市役所横会議棟 2F

開庁 平日 9:30～17:00
休日 土曜・日曜・祝日
年末年始(12月29日～1月3日)